

## 大口町鳥獣飼養登録事務取扱要領

### (趣旨)

第1条 鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号。以下「法律」という。）第19条に規定する鳥獣飼養登録に関する事務のうち、大口町（以下「町」という。）において行う事務については、法律、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行規則（平成14年環境省令第28号。以下「省令」という。）、鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律施行細則（平成15年愛知県規則第37号。以下「規則」という。）及び鳥獣保護事業計画に定めるもののほかこの要領によるものとする。

### (対象)

第2条 鳥獣飼養登録の対象は、メジロ及びホオジロ（以下「鳥」という。）とする。

### (事務の処理)

第3条 鳥獣飼養登録に係る事務は、登録をしようとする者がその住所を有する市町村において行うものとする。

### (申請)

第4条 鳥獣飼養登録をしようとする者は、鳥獣飼養登録申請書（様式第1）を鳥の捕獲許可の有効期間の末日から起算して30日を経過する日までに町に提出しなければならない。

### (確認)

第5条 鳥獣飼養登録にあたっては、町は当該鳥が法律第9条第1項の規定による捕獲許可に基づき捕獲されたものであることを、県からの通知文書等により確認するものとする。

### (飼養登録票の交付)

第6条 町は、登録にあたって鳥獣飼養登録票（様式第2。以下「保有登録票」という。）及び鳥に装着する鳥獣飼養登録票（様式第3。以下「装着登録票」という。）を第4条の申請書を提出した者（以下「申請者」という。）に交付するも

のとする。

- 2 前項の装着登録票は、区分がBのものとする。
- 3 装着登録票の装着は、登録申請を処理する市町村で行うものとする。
- 4 装着登録票は申請者又はその者から委任された者が、担当職員が立会の上、装着するものとする。
- 5 申請者から委任された者が装着登録票の装着を行う場合は、委任状（様式第4）を提出させるものとする。
- 6 保有登録票の番号は、装着登録票の番号とする。

（更新申請書の提出等）

第7条 鳥獣飼養登録を受けた者が有効期間の更新を受けようとするときは、更新する鳥獣飼養登録が効力を失う日の1か月前から10日前までに行わなければならない。この場合において、有効期間の更新を受けようとする者は当該登録した鳥及び保有登録票を町に提出しなければならない。

（鳥獣飼養登録の有効期間の更新）

第8条 鳥獣飼養登録の有効期間の更新にあたっては、保有登録票を書き換えるものとし、装着登録票の付け替えは行わないものとする。

- 2 鳥獣飼養登録の有効期間の更新にあたっては、装着登録票の装着状況等の確認により登録した個体と同一個体であることを確認するものとし、確認できない場合は更新は行わないものとする。

（台帳等の整備）

第9条 町は、鳥獣飼養登録をしたときは鳥獣飼養登録台帳（様式第5）及び装着登録票管理簿（様式第6）により、その内容を整理するものとする。

（鳥獣の譲受け）

第10条 法律第20条第3項に基づく譲受けの届出にあつては、鳥を譲り受けた者に当該譲り受けた鳥に係る保有登録票を町に提出させるものとする。

- 2 町は、前項の届出があつたときは提出された保有登録票の裏面にその内容を記載して譲り受けた者に交付するものとする。

- 3 町は、譲り渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、譲り渡した

者の住所地の当該事務を所管する機関の長に対し、譲渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受け、譲受けの旨を記載するものとする。

(鳥獣の引受け)

第11条 法律第20条第3項に基づく引受けの届出にあつては、引き受けた者に、引き受けた鳥に係る保有登録票を町に提出させるものとする。

2 町は、前項の届出があつたときは、内容を確認のうえ届出書に受付印を押し、その写しとともに届け出た者に保管させるものとする。ただし、保有登録票に記載されている者に再び引き渡されたときは、届出書の写しの交付は行わない。

3 町は、引き渡した者が他の市町村に住所を有する者である場合は、引き渡した者の住所地の当該事務を所管する機関の長に対し、引渡しがあつた旨を通知するとともに、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受け、引渡しの旨を記載するものとする。

(住所又は氏名の変更)

第12条 省令第20条第5項に基づく届出にあつては、保有登録票を併せて提出しなければならない。

2 町は、前項の届出があつたときは、保有登録票の裏面にその内容を記載して住所又は氏名を変更した者に交付するものとする。

3 町は、住所又は氏名の変更の届け出をした者が他の市町村から転入した者であるときは、その住所地の当該事務を所管する機関の長から、その者に係る鳥獣飼養登録台帳の送付を受けるものとする。

(登録証等の返納)

第13条 飼養している鳥がへい死又は逃亡した場合は、速やかに保有登録票及び装着登録票を町に返納しなければならない。ただし、装着登録票を装着したまま鳥が逃亡した場合は、保有登録票を返納するとともに、装着登録票の亡失届出書(様式第7)を提出しなければならない。

(通知)

第14条 町は、鳥獣飼養登録をした場合は、鳥獣飼養登録調書(様式第8)を

添え、関係する鳥獣保護員に通知するものとする。

(その他)

第15条 登録事務の取扱いにあたっては、この要領に定めるもののほか、疑義が生じた場合は愛知県環境部自然環境課又は愛知県尾張事務所環境保全課と協議の上処理するものとする。

附 則 (平成15年11月28日 大口町告示第111号)

この要領は、平成15年12月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月31日 大口町告示第68号)

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。